

関係機関地方団体用
(申請者からの書類受付団体用)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて
＜新規発行・書換え・再交付・更新用＞



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団

本資料は、免許保有証申請者からの申請書類を受け付ける各関係機関地方団体（以下、「地方団体」）のもので、免許保有証の新規発行、登録事項の書換え、紛失等の再交付、更新用とします。

1. 免許保有証とは

国家資格免許である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを確認するための携帯用カード（以下、「保有証」）です（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません。）。

※ 保有証の申請書類は4種類あり、①新規発行、②登録事項の書換え（以下、「書換え」という。）、③紛失等の再交付（以下、「再交付」という。）、④更新で、いずれも年1回の受付です。

※各関係団体の会員のみならず、非会員も発行対象者となりますので、適宜受付願います。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※複数免許がある場合でも、保有証は1枚の発行となります。

※保有証の有効期間は5年です。（書換え、再交付を行った場合でも、有効期限は発行時のままです。書換え、再交付時に新たに有効期限が始まるということはありません。）

※保有証に記載されている有効期限の「年」の前年の7月～8月末、または有効期限が切れた後にも、更新の申請を行うことができます。

2. 発行手続き前の注意事項（免許登録事項の変更の有無）

～保有証の申請を行う前に申請者に以下の点をご確認ください～

免許証の紛失、または登録事項（氏名、本籍地等）に変更がある場合は、免許証の再交付、登録事項の変更手続きをするようご指導をお願いいたします（免許証の紛失、登録事項に変更がある場合は、保有証の申請受付は出来ません。電話での免許証の登録番号の照会に応じられません。）。

再交付、登録事項変更手続きについては、以下の当財団のホームページ（「免許登録の案内」）を参照ください。<https://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.html>

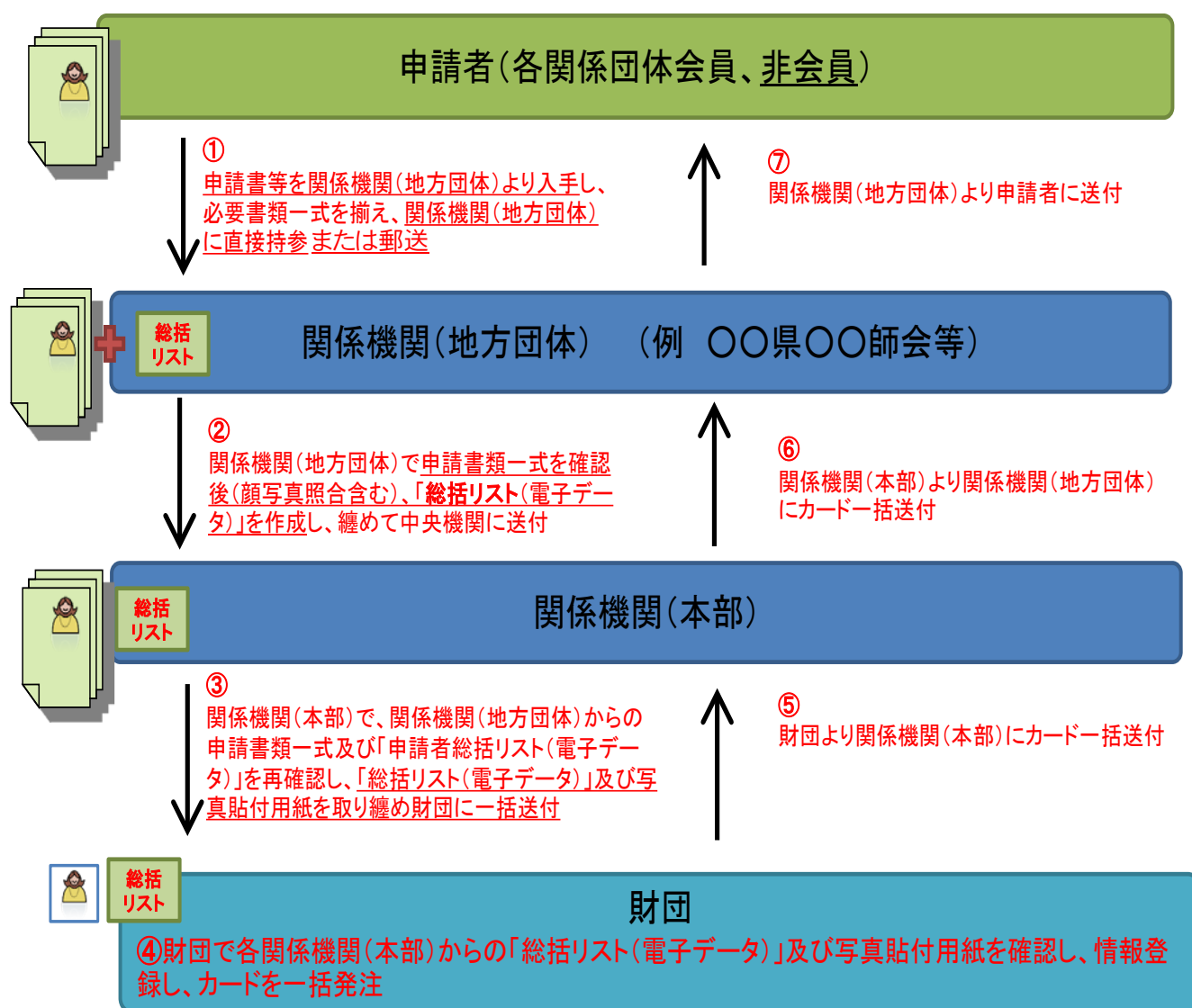
※

3. 地方団体での手続き

次の「手続きフロー」及び「4. 各手続き」に従い、お手続き願います。

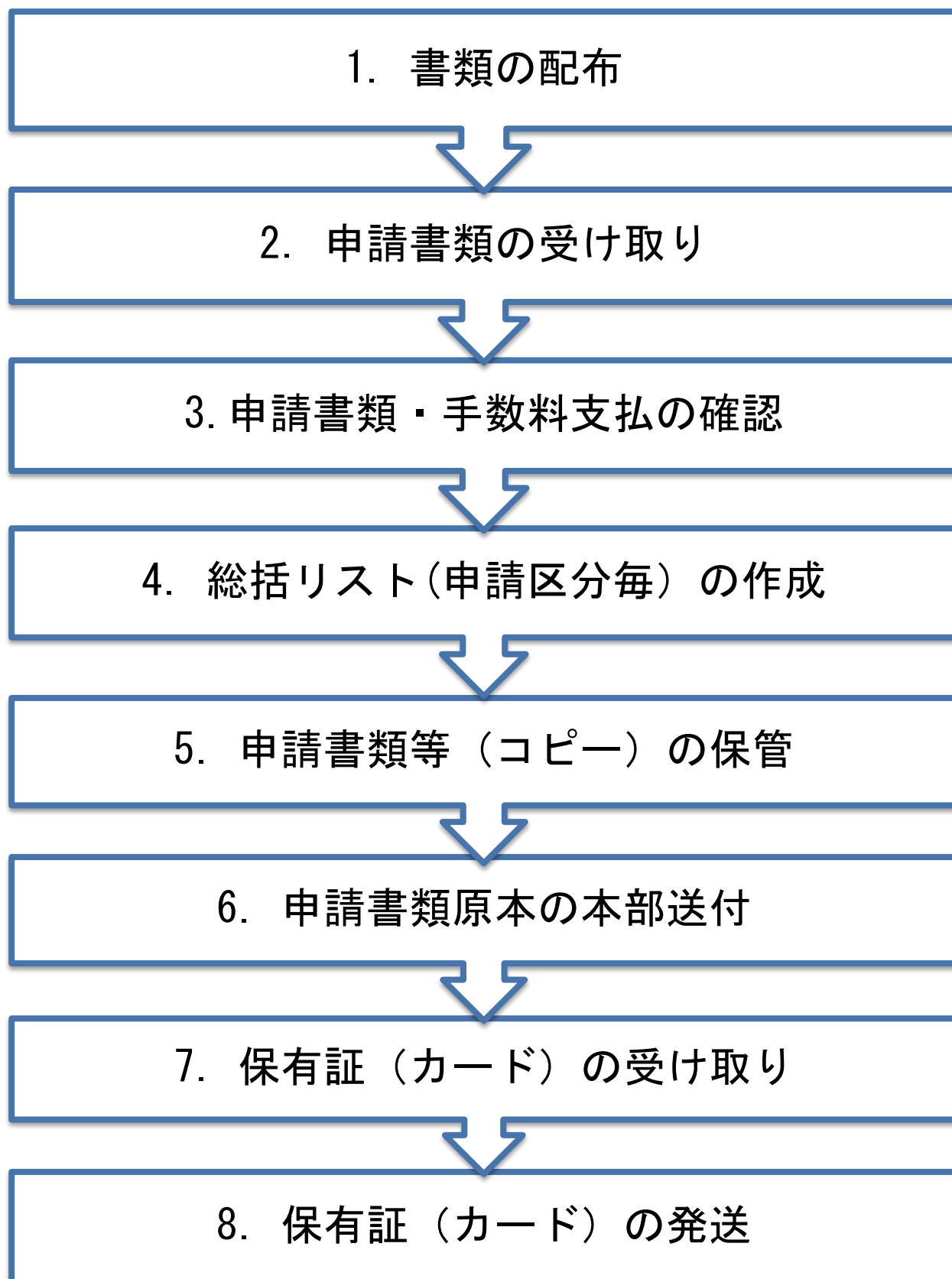
※「厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて（申請者用）」もご一読いただきますようお願いいたします。

手続きフロー ～申請から発行まで～（年一回発行）



4. 各手続き

保有証の新規発行、紛失時等の再交付、登録事項の書換え、更新いずれの場合も以下の流れは同じです。



1. 申請書類の配布

各団体所属会員、非会員の申請希望者に対し、以下の申請書類をまとめて配布願います。

- （１）「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて（申請者用）」（以下、「申請者用手引き」という。）「厚生労働大臣免許保有証交付申請書及び写真貼付用紙」含む一式
- （２）「手数料の払込用紙」：各団体での指定支払方法に従い、必要に応じて払込用紙等をご用意ください。

2. 申請書類の受取り

- ① 新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新の以下の書類を申請者が郵送または持参しますので受取り確認願います。

注意：令和４年度から、大臣免許をお持ちの方と都道府県知事免許で③再交付④更新の申請の方は免許証のコピーは不要になりました。免許証の登録区分（知事免許・大臣免許）の確認は必ず行ってください。紛失申立書も廃止としました。

- （１）厚生労働大臣免許保有証交付申請書（以下、「申請書」という）及び写真貼付用紙
- （２）本籍地記載の住民票（原本１部）
６カ月以内に発行されたもので、「個人番号（通称：マイナンバー）」の記載が無いもの
- （３）本人確認用資料 ①新規 原本とコピー（各１部） （※①新規：原本は確認後返却）
②書換え③再交付④更新はコピー（１部）
- （４）申請する免許証のコピー（各１部）都道府県知事免許で新規発行・書換えの手続きのみ
・必ず裏面を確認し、裏書がある場合は裏面もコピー
・知事免許で手帳式の免許証は記載部分すべてコピー
- （５）手数料の受領書等（原本１部）
- （６）保有証送付用封筒（簡易書留料金 404 円分切手貼付）

書換え、更新の場合は（１）～（６）に加え、保有証（表面）のコピーも必要になります。

【注意事項】

申請書を確認されるとき、住民票と申請書（知事免許証の場合は免許証）に記載の「本籍地・氏名」が一致しているか確認をお願いします。

本籍地・氏名等が異なる場合は、**免許証**の書換えが必要です。免許証を書換えする前に、保有証の申請受付は出来ません。

保有証の申請データと財団の登録データと一致しているか照合しますので、確認がもれますと保有証の申請「取り下げ」が発生いたします。

申請者に、財団で免許証の書換え申請を行った後、申請書を提出するようご指導をお願いします。

なお、複数免許証を保有している場合は、それぞれの免許証に記載された本籍地の確認をお願いします。

例) 住民票に記載された本籍地 : 東京都
あん摩マッサージ指圧師免許証に記載された本籍地 : 東京都
はり師免許証に記載された本籍地 : 神奈川県
きゅう師免許証に記載された本籍地 : 神奈川県
➡ 保有証申請する前に はり師・きゅう師**免許証**の書換え手続きが必要

3. 申請書類の確認**【確認内容】**

書類受取時に、以下（１）～（５）の項目に従い、不備がないよう各書類の内容をその場で確認をお願いします（添付書類を確認し、写真貼付用紙の③チェックリストに☑印をつけてください。）。

（１）申請書と写真貼付用紙

記載例を参照の上、記入内容（申請区分、氏名、生年月日、本籍、免許証の登録区分、登録番号、登録年月日等）及び写真について確認願います。

写真の規格（申請者用手引きの７ページ参照）

- ・規格に該当する写真２枚が申請書と写真貼付用紙に貼付されていますか。
- ・確認後、①申請書には地方団体の長の割り印をし、②写真貼付用紙は本人に相違ない旨を確認し所定の箇所に団体名、押印し必ず証明してください。（写真への割り印はしないでください）③チェックリストに従い申請書書類の確認願います。

記載例

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

2022（令和4年）

あん摩マサージ指圧師、はり師、きゅう師厚生労働大臣免許保有証交付申請書

申請区分
☒ ①新規発行 ☐ ③再交付
☐ ②書換え ☐ ④更新

※受付番号 1

フリガナ セイ トウヨウ タロウ
 氏名 姓 東 洋 名 太 郎
 旧姓 通称名
 生年月日 昭和・平成・西暦 30年 1月 1日 本籍(国籍) 東京 都

○書換え申請者のみ記入（注意事項⑤参照）
 変更前の氏名 変更前の本籍(国籍)

登録区分
☒ 厚生労働大臣 〇〇〇〇〇〇
☐ 知事免許 〇〇〇〇〇〇
 登録番号 第 12345 号 登録年月日 令和 3年 5月 10日
☒ 厚生労働大臣 〇〇〇〇〇〇
☐ 知事免許 〇〇〇〇〇〇
 登録番号 第 45678 号 登録年月日 令和 2年 4月 6日

住所 〒111-0005 東京都台東区上野7-6-5
 VORT 上野 6 階
 電話番号 03-5811-1666 現在の勤務先 ☐ 〇〇〇〇〇〇 ☐ 〇〇〇〇〇〇
 受付機関 団体名 ☒ 〇〇〇〇 ☐ 〇〇〇〇 ☐ 〇〇〇〇
 地方団体名 〇〇〇〇〇〇支部

上記より厚生労働大臣免許保有証の交付を申請します。
 令和 4 年 7 月 10 日 氏名 東 洋 太 郎

公益財団法人 東洋療法研修試験財団 理事長 殿
 取得した資格の個人情報は定められた目的の範囲内でのみ使用し、この範囲を超える場合においてもご本人の了解なしに利用することはありません。
 但し、利用目的達成のため、弊財団が適切な取組を行う業務委託先に申請書の配付、受付及び申請手数料の受領等の業務委託することがありますので、予めご了承ください。
 又、法令に基づくなどの正当な理由がない限り、第三者へ個人情報を提供することはありません。
 申請手数料は 4000 円/枚となります。

申請受付日 令和 4 年 7 月 〇 日 地方団体 受付者 台東 本館 受付者

申請区分
☒ ①新規発行 ☐ ③再交付
☐ ②書換え ☐ ④更新

※受付番号 1

あん摩マサージ指圧師、はり師、きゅう師
 厚生労働大臣免許保有証写真貼付用紙

フリガナ トウヨウ タロウ
 氏名 姓 東 洋 名 太 郎
 旧姓 通称名
 生年月日 昭和・平成・西暦 30年 1月 1日

※本用紙に添付された写真は、申請者本人に相違ないことを証明する。
 令和 4 年 7 月 〇 日
 団体名(印) 〇〇〇〇〇〇支部

提出写真規格
 1. 申請者が正面を向いて撮影されたもの
 2. 提出の前6か月以内に撮影されたもの
 3. 縦なし縦 4.5cm 横 3.5cm (パスポート用サイズ)
 4. 無帽であるもの
 5. 背景（影をふくむ）のないもの
 6. 白・黒どちらでも可

注意事項
 ① 記入は黒のボールペンを用い、かき書でいいい記入してください。(パソコン入力可)
 ② 申請区分①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新に✓してください。
 ③ 氏名(旧姓・通称名)・生年月日・本籍・登録区分・登録番号・登録年月日は免許証に記載されているとおりに記入してください。
 ④ 「書換え申請者のみ記入」欄はお手持ちの保有証に記載されている氏名を記入してください。本籍は保有証記載事項ではありませんが、変更があるときはデータ変更が必要ですので「変更前の本籍」を記入してください。
 ⑤ 申請書と写真貼付用紙に貼る写真は同じものを添付してください(添付された写真がカードに転写されます)。
 ⑥ 写真の裏面に氏名を記入してください。
 ⑦ 写真貼付用紙の写真は割り印等しないでください。
 ⑧ 写真は記入しないでください。
 ⑨ 記入誤りは2重線(訂正印不要)で訂正してください(修正液不要)。

添付書類チェック欄
☒ 住所票
☒ 本人確認書類コピー
☒ 免許証コピー(知事免許証で新規・書換え)
☒ 手数料領収書
☒ 送付用封筒(書換え・更新)
☐ 保有証コピー(書換え・更新)

・本人確認書類(身分証明書)の原本とコピーを照合し、相違がないか以下の書類にて写真と本人照合願います（照合後、原本はご本人にお返し下さい）。

★1点で良い書類

運転免許証、写真付き住基カード、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード（表面のみ）

★2点必要な書類（1.の書類がない場合）

下のAとBの各1点、又はAから2点で確認する。

【書類一覧】

A	写真無し住基カード、健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書（手帳）、厚生年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書（この場合は登録した印鑑も必要です）等
B	次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

（2）住民票

- ・書類受取日において、発行日から6カ月以内のものが添付されているか。
- ・申請者本人のものか。
- ・本籍地の記載があるか。
- ・「個人番号（通称：マイナンバー）」の記載が無いものか。

注1：免許証の本籍地、氏名に変更がある場合は、申請受付できません。免許の書換えが必要です。

注2：登録氏名の漢字について

免許証は基本的には戸籍（住民票）に記載されている文字で登録を行っています。保有証は免許証に記載されている漢字で発行をします。総括リストには免許証に記載されているとおりの漢字氏名の入力をしてください（氏名漢字に旧字体等が使用されている場合は正字に置き換わる場合があります）。

（3）あはき師免許証の写し（都道府県知事免許証で①新規発行②書換えの手続きのみ）

- ・免許証のコピー（A4）が添付されているか。
 - 知事免許証で裏書がある場合は裏面コピーも添付されているか。
 - 知事免許で手帳式の免許証は記載部分すべてコピーされているか。
- 注：免許証を紛失している場合は再交付申請が必要です。保有証の申請受付はできません。
⇒財団では登録番号の照会には応じられません。財団で免許証再交付手続きを行った後、申請書を提出するようご指導お願いします。

（4）保有証送付用封筒および送料（404円分の切手）

- ・長3定型封筒に404円分の切手を貼って、確実に受け取ることのできる宛先（氏名、住所）が記入されているか。

（5）手数料

- ・各団体での支払方法に従い、支払有無の確認願います（※払込用紙等での確認）。
※現金での受領ではなく、申請者名による銀行・郵便局振込で、ATM利用明細書、振替払込受付証明書等の確認をお願いします。

【書換え、更新】申請は「保有証（表面）コピー」が添付されているか。

以上の提出書類に不備がないようご確認後、申請書類一式の受領をお願いいたします。不備がある場合は、申請書の受付を行わないようお願いいたします。

4. 総括リストの作成等

- (1) 総括リストは申請区分毎①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新それぞれ作成します。
 (2) 総括リスト、申請書・写真貼付用紙に記載する受付番号は各申請区分毎に、1から順に番号をつける。
 (①新規発行 1、2・・・②書換え1、2・・・③再交付1、2・・・④更新1、2・・・)

例 新規発行

2022（令和4年）

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

あん摩マサージ指圧師、はり師、きゅう師厚生労働大臣免許保有証交付申請書

申請区分
☒ ①新規発行 ☐ ②書換え ☐ ③再交付 ☐ ④更新

※受付番号 1

フリガナ セイ トウヨウ タロウ
 氏名 姓 東 洋 名 タ 郎
 旧 姓 通称名
 生年月日 (昭和)・平成・西暦 30年 1月 1日 本籍(国籍) 東京都

○書換え申請者のみ記入 (注意事項を参照)

変更前の氏名 変更前の本籍(国籍)

あま 登録区分 ☒ 厚生労働大臣 ☐ 厚生大臣 都・道・府・県
 登録番号 第 12345号 発給年月日 (昭和)・平成・西暦 30年 5月 10日
 は 登録区分 ☐ 厚生労働大臣 ☐ 厚生大臣 都・道・府・県
 登録番号 第 45678号 発給年月日 (昭和)・平成・西暦 29年 4月 6日
 きゅう 登録区分 ☐ 厚生労働大臣 ☐ 厚生大臣 都・道・府・県
 登録番号 第 号 発給年月日 (昭和)・平成・西暦 年 月 日

住所 〒111-0005 東京都台東区上野7-6-5
 VORT上野B 6階
 電話番号 03-5811-1666 現在の勤務先 ○○治療院
 受付機関 団体名 ○○協会 ○○支部
 地方団体名 ○○協会 ○○支部

上記より厚生労働大臣免許保有証の交付を申請します。
 令和4年7月10日 氏名 東 洋 太 郎

公益財団法人 東洋療法研修試験財団 理事長 殿
 取得した印鑑の個人情報は定められた目的の範囲内のみに使用し、この範囲を超える場合においても本人の了解なしに利用することはできません。
 但し、利用目的達成のため、事務局が適切な監督を行う業務委託先に申請書の配布、交付及び申請手数料の受領等の業務委託することがありますので、予めご了承ください。
 又、法令に基づくとある正当な理由がない限り、第三者へ個人情報を提供することはありません。
 申請手数料は4000円/枚となります。

写真貼付用紙

提出写真規格
 1. 申請者が正面を向いて撮影されたもの
 2. 提出の前6か月以内に撮影されたもの
 3. 縦なし縦4.5cm 横3.5cm (パスポート用サイズ)
 4. 顔輪であるもの
 5. 背景(影をふくむ)のないもの
 6. 白黒・白黒どちらでも可

※本用紙に添付された写真は、申請者本人に相違ないことを証明する。
 令和4年7月10日
 団体名(印) ○○協会 ○○支部

※通付書類チェック欄
☒ 住居票
☒ 本人確認用書類コピー
☒ 免許証コピー(知事免許証で新規・書換え)
☒ 手数料領収書
☒ 交付用封筒(書換え・更新)
☐ 備考証コピー(書換え・更新)

注意事項
 ① 記入は黒のボールペンを用い、かき間違えていたら記入してください。(パソコン入力可)
 ② 申請区分(①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新)に✓してください。
 ③ 氏名(旧姓・通称名)・生年月日・本籍・登録区分・登録番号・登録年月日は免許証に記載されているとおりに入力してください。
 ④ 「書換え申請者のみ記入」欄はお手持ちの保有証に記載されている氏名を記入してください。本籍は保有証記載事項ではありませんが、変更があるときは必ず変更が必要ですので「変更前の本籍」を記入してください。
 ⑤ 申請書と写真貼付用紙に貼る写真は同じものを添付してください(添付された写真がカードに転写されます)。
 ⑥ 写真の裏側に氏名を記入してください。
 ⑦ 写真貼付用紙の写真は割り印等しないでください。
 ⑧ ※欄は記入しないでください。
 ⑨ 記入誤りは2重線(訂正印不要)で訂正してください(修正液不要)。

原 申請交付日 令和4年7月10日 地方団体 受付書 台東 本部 交付書

- (3) 申請書類を元に、「総括リスト」 ①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新毎データ(excel) 入力願います（手書き不可）。

総括リスト入力の注意事項等（別添参照）

【注意事項】総括リストの書式等は絶対に変更しないでください（変更を行うとデータが読み取れません）。

令和〇〇年度厚生労働大臣免許保有証総括リスト

団体名 〇〇師会
支部名 〇〇師会〇〇支部

① 新規交付

1. 氏名漢字は免許証に記載されているとおり入力してください。
2. 免許証の区分は厚生大臣・厚生労働大臣・登録都道府県名を入力してください。
3. 確認事項欄は写真貼付用紙の「添付書類チェック欄」で添付書類の確認後、済を入力してください。

受付番号	氏名	旧姓 カードに○書き	通称名 カードに○書き	フリガナ	生年月日	本籍	あん摩マッサージ指圧師			はり師			きゅう師			確認事項	旧字・異体字0 場合 説明記号			
							区分	知事免許 発行元	登録番号	登録年月日	区分	知事免許 発行元	登録番号	登録年月日	区分			知事免許 発行元	登録番号	登録年月日
1	東洋 太郎	療法 太郎		トウヨウ タロウ	昭和30.1.1	東京都	厚労		12345	平成16.5.10	知事	神奈川県	45678	平成24.6						
2	渡邊 一郎		李 三郎	ワタベ イチロウ	昭和40.5.10	神奈川県	知事	神奈川県	12XXX	昭和62.4.5	知事	東京都	22XXX	昭和63.4.8	知事	東京都	33XXX	昭和63.4.8	済	
3	金 花子	李 花子	金田 花子	キン ハナコ	西暦1990.10.2	韓国						厚労		88XXX	平成24.5.10	厚労		77XXX	平成24.5.10	済
4	山田 二郎			ヤマダ シロウ	昭和30.8.15	埼玉県	知事	埼玉県	5XXX	昭和42.4.6									済	
5																				

a 青枠 申請書・写真貼付用紙に記入した受付番号を入力してください。

b 黄枠

- ・氏 名 申請書に記載されているとおり（旧姓、通称名含む）に入力し、必ずフリガナをふること。※外字等正確にお願いします。
旧姓・通称名がある方は、必ず氏名欄に旧姓・通称名も入力してください。入力がない場合、旧姓・通称名が表記できません。
- ・生年月日 外国籍は西暦で入力する。日本国籍の方は必ず和暦で入力してください。
元号・西暦の欄は選択して入力できます。
- ・本 籍 住民票に記載されているとおりに入力する。

c 緑枠 各師の免許登録情報を入力する。

- ・区 分 免許証の発行機関 厚生労働大臣（厚労）・厚生大臣（厚生）・各都道府県知事免許（知事）は選択して入力できます。厚生・厚労の入力ミスがないようにお願いします。
知事免許は都道府県名を入力する。例：「埼玉」ではなく、「埼玉県」と入力する。
- ・登録番号 申請書に記載の登録番号を入力する。
なお、知事免許証の茨城県・千葉県・静岡県で保健所名の記載のあるものは保健所名除く番号のみを入力する。
例：千葉県の市川保健所で登録された第36号「市保第36号」の場合
⇒「36」のみを登録番号欄に入力する。
- ・登録年月日 交付日でなく、登録日を入力願います。知事免許証については必ず免許証の裏面も確認ください。「裏書き」として、登録日等が記載されている場合がありますので、古い方の日付けを入力してください。（表の日付は交付年月日で、登録年月日と異なる場合があります）。

※申請がない資格は空欄にしてください。

※②書換え、③再交付、④更新の総括リストには保有証の有効期限（平成/令和〇年〇月）の入力をする。保有証を紛失等で有効期限が不明の場合は空欄にしてください。

5. 申請書類等（コピー）の保管（5年間）

令和4年度から5年間の保管となりました。（以前受付のものも5年経過している場合は処分可になります。）

申請書類（添付書類を含む）のコピーをとり、保管願います。

なお、総括リスト（電子データ）もあわせて保存願います。

6. 申請書類原本の関係団体本部への送付

申請書類（原本）、総括リスト（印刷したもの・電子データ）を本部に送付願います。

申請書の添付書類は、交付申請書・写真貼付用紙（切り離さないこと）の間に挟み込み、一つにまとめて、受付番号順に並べて提出願います（個人情報のため、書留等確実に郵送等いただきますようお願いいたします。）。

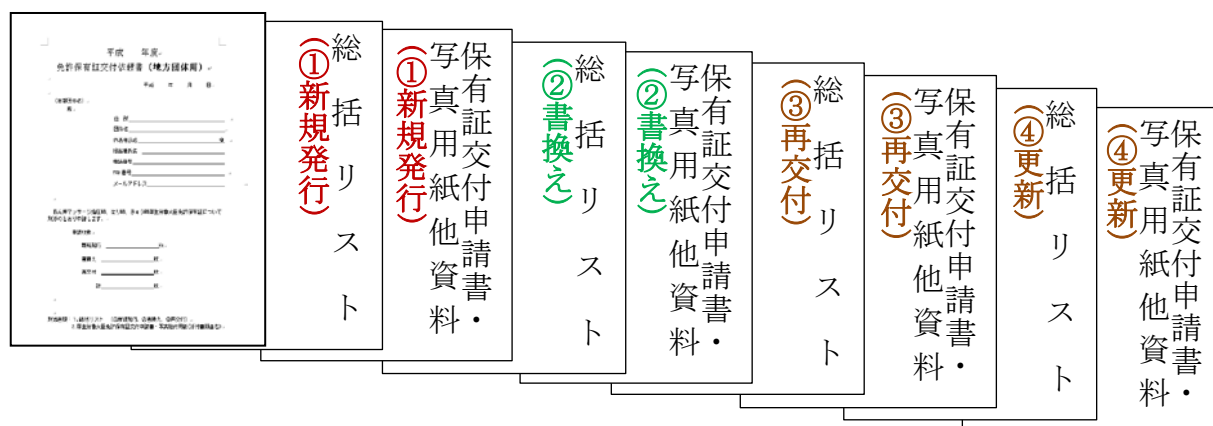
（1）申請書類（原本）

- 1) 「免許保有証交付依頼書（地方団体用）」：（表紙となります）
- 2) 「総括リスト」 ①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新
- 3) 各申請者からの以下の提出書類一式：（総括リストの受付番号順に並べる）
 - ・ 保有証交付申請書・写真貼付用紙
 - ・ 本籍地記載の住民票（6カ月以内のもの）（原本1部）
 - ・ 本人確認用資料 コピー（1部）
 - ・ 手数料の受領書（ATM利用明細書、振替払込受付証明書等）
 - ・ 申請する免許証 コピー（各1部）

都道府県知事免許証で①新規申請②書換えの手続きのみ

【書換え、更新申請】「保有証のコピー（表面）」

（資料順序）1. 免許保有証交付依頼書（地方団体用）を一番上に各申請区分毎に総括リスト、申請書他書類を順に並べる。



（２）電子データ

「総括リスト」 ①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新 のデータ(excel)を送付願います。

《地方団体で保管》

「保有証送付用封筒および送料(404円分の切手)」は地方団体で保管願います。

* 申請に関して照会事項がある場合、本部もしくは財団から照会することがありますので適宜ご対応いただきますようお願いいたします。

7. 保有証の受け取り

本部より送付された免許保有証を受領し、保有証の枚数を確認願います。

8. 保有証の発送

保有証送付用封筒（404円切手貼付）に入れて、簡易書留で申請者へ送付願います。

※書換え、更新申請の方は新しい保有証が到着後、古い保有証はハサミ等で裁断のうえ破棄をお願いしています。（再交付等申請した後で紛失した保有証を発見した時も同様です。）

保有証発送後、申請者から記載内容で照会等あった場合は内容確認後、財団宛ご連絡願います。

以上

別添 「免許保有交付依頼書（地方団体用）」
「総括リスト」 ①新規発行 ②書換え ③再交付 ④更新
「総括リスト記載例」
「交付申請書・写真貼付用紙記載例」